モデル定款新旧対照表例(出資持ち分無しの法人)に係る留意点

2020.12.04版

以下に記載の条項は特に記載のある場合を除き、全て「モデル定款新旧対照表例(出資 持ち分なしの法人)」の新の条項を指しています。

1 第1条関係

社団の文言の扱いは次のとおりです。

- (1)新設の場合…必須です。
- (2) 既設の場合…文言の追加は任意です。

2 旧第9条関係

出資持ち分ありの法人の場合、従前の「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」を削除せず、そのまま記載してください。

3 第26条関係

最低限必要な人数は次のとおりです。

- (1) 理事…3名
- (2) 監事…1名

4 第27条第3項関係

指定管理を受けていない場合は、「(指定管理者として管理する場合を含む。)」の箇所は削除してください。

5 第36条関係

(1) 例1を選択した場合

第2項は「各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することがきる。」になります。

(2) 例2を選択した場合

「理事長」と「理事会で定める理事」のいずれかを選択し、本条内では選択した方に統一する必要があります。

6 第44条関係

出資持ち分ありの法人の場合は、従前の「本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。」をそのまま記載してください。

7 分割について

持分ありの法人の場合、分割は出来ませんので、次のとおり修正してください。

(1) 第19条(9)

修正前;他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

修正後:他の医療法人との合併に係る契約の締結

(2) 第9章

修正前:解散、合併及び分割

修正後:解散及び合併

(3) 第46条

修正後:条自体を削除。以下条ずれ。